

## 平成25年第8回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成25年10月28日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成25年10月28日	午前10時02分
	閉 会	平成25年10月28日	午前11時18分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	崎 原 昇	欠
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

10番	仲 間 厚 洋	12番	大 城 正 和
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲 宗 根 清 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	饒 平 名 知 政
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章
商 工 観 光 課 長	宮 城 健		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓
---------	---------	-----	---------

# 議 事 日 程

10月28日（月） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第62号	工事請負契約の締結について（伊野波地区ため池等排水整備工事） （議案説明・審議・採決）
4	議案第63号	工事請負契約の締結について（備瀬観光集落整備工事） （議案説明・審議・採決）
5	決議第5号	北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する要請決議 （採 決）

○ **議長 島袋吉徳** ただいまから平成25年第8回本部町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

開 会（午前10時02分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 仲間厚洋議員、及び12番 大城正和議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りの1日間と決定しました。

日程第3．議案第62号 工事請負契約の締結について（伊野波地区ため池等排水整備工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。平成25年第8回本部町議会臨時会におきまして、議案2件を提案してございます。議案内容につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ **議長 島袋吉徳** 建設課長。

○ **建設課長 屋富祖良美** おはようございます。議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号 工事請負契約の締結について。伊野波地区ため池等排水整備工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成25年10月28日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 伊野波地区ため池等排水整備工事。2 契約の相手 本部町字東326番地1、有限会社 良和組、代表取締役 平良 學。3 契約金額 6,058万5,000円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。概要となっております。議案第62号資料、伊野波地区ため池等排水整備工事請負契約概要。1 工期 130日間。2 指名業者 株式会社渡久地組から有限会社丸良電建工業までの13者指名しております。3 工事概要としましては、法面崩壊防止対策工 一式、排水工 一式。

次のページが入札結果報告書となっております。

次のA3のほうをお開きください。これが位置図と切土法面と盛土法面の標準断面図であります。あと、排水路工の標準断面図であります。

次のページのA3をお開きください。赤く塗られている部分が今回、平成25年度、この議案に上げている工事箇所の部分であります。青い部分が平成26年度に予定している工事箇所でありませぬ。真ん中にある法面崩壊対策工といたしまして、切土部分が約218平米、法面崩壊防止対策工事の盛土部分が約258平米となっております。排水路工といたしましては、297メートルを予定しております。

少しだけ経緯と採択までの事業内容を述べたいと思います。この工事箇所については、以前より不水害の影響により法面の表層部がはがれ落ち、既設排水路に土砂が流入し排水機能を阻害し、大雨の際には土砂が県道まで流れ込むことが多々あった。過去に何回か土砂撤去作業を行ったことで排水機能は回復したが、現地を改めて精査したところ、法面のすべり部分から広い範囲に広がっている状況がわかったため、農道等を災害から未然に防ぐため農地防災事業を活用し、平成24年度に新規採択され現在に至っております。ため池排水整備工事というのは農地防災事業という形の事業名がありまして、その中でもため池等整備事業ということで呼び名はため池等となっているんですけども、あくまでも災害用地排水施設工事という、災害が起きそうなところを未然に防止しようという事業であります。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第62号 工事請負契約の締結について(伊野波地区ため池等排水整備工事)について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 工事請負契約の締結について(伊野波地区ため池等排水整備工事)については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第63号 工事請負契約の締結について(備瀬観光集落整備工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 屋富祖良美** 議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号 工事請負契約の締結について(備瀬観光集落整備工事)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。平成25年10月28日提出、本部町長 高良文雄。

記、1 契約の目的 備瀬観光集落整備工事。2 契約の相手 本部町字謝花15番地、有限会社 石川土建興業、代表取締役 石川清修。3 契約金額 7,150万5,000円。4 契約の方法 指名競争入札。

提案理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。次のページが概要となっております。議案第63号資料、備瀬観光集落設整備工事請負契約概要。1 工期 120日間。2 指名業者 有限会社安護建設工業から株式会社瀬底産業までの13業者であります。3 工事概要といたしまして、剪定工、フクギ約1万5,000本、運搬作業 1,650トン。この運搬作業については、バイオマス有効活用施設のほうに運搬する予定であります。

次のページが入札結果報告書となっております。

次のページが位置図となっております。

最後の航空写真のほうで黄色く塗られた部分、集落ですが、その部分を伐採、フクギの剪定予定です。

少しだけこの事業に対しての概要説明をしたいと思います。この事業は沖縄振興特別推進交付金といいまして、要は一括交付金の事業であります。備瀬集落は昔ながらの集落景観、暴風、防塩のためフクギ並木で屋敷を囲むことが現在もあります。地域住民が維持・保持している地域である。近年、その景観及び維持・保全の取り組みが認められ、平成22年度に国土交通省より手づくり郷土賞という賞を集落でもらっております。あと、観光資源の保全と観光の適正な誘導を図るため、本地域のフクギ並木の整備保全及び案内、説明板等の整備を行っていききたいと思います。フクギを主とした集落形態が観光客の誘客につながったことで、多くの観光客が現在訪れていることもありまして、民家の庭先にも観光客が迷い込むことが多く、地域住民とのトラブルの原因にもなっていると聞いております。また、高齢化が進み、フクギの剪定、伐採等が長年行われていないため、倒木の危険性もあり、その整備保全等の早急な対策が求められております。この事業を活用して地域資源を生かした観光資源の確保を図ることが必要です。それで、この事業を取り入れております。事業内容といたしましては、フクギの伐採、案内板、説明板。あと、基本構想という形で今、基本構想計画の策定業務も発注しております。

きょう、新しく配っているイメージ図があるんですが、大変申しわけございません。左側に7メートルと書いてあるんですけども、これは赤いラインのほうが7メートルという形であります。赤い横のラインですね、それが7メートルというラインであります。この7メートルということで予定したのが、景観条例というのをお配りしていると思います。その9ページのほうに景観形成基準という形で形成重点地区、備瀬地区は、建物の高さは原則として軒高の7メートルという形、それを守りながら、外から屋敷が飛び出ない格好で、原則として7メートルということで、それを前提に置いております。また、どこまで切るかというのも地域と連携しながら、区

長と一緒にそれも決めていきたいと思います。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。質疑はございませんか。12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 12番、少しお尋ねしてみたいと思います。

剪定予定の全体的に上部剪定する木が1万5,000本ということなのか。この1万5,000本というのは、頭頂部を切る以外のものも入っているのか。頭頂部を切るものが1万5,000本という意味なのか、その辺を教えてください。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番 大城正和議員にご説明いたします。

1万5,000本というのは剪定する木だけの1万5,000本ということで、実際、全体で約2万本ぐらいありまして、琉球大学の生徒たちが去年、多分新聞を見ている方はわかると思いますが、約2万本あるということで調査しております。また、区長のほうからも大体、高さ的なものを聞いて、約1万5,000本だろうということで、1万5,000本ということで設計しております。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。

休 憩 (午前10時17分)

再開いたします。

再 開 (午前10時18分)

12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 少しもったいない話で、お尋ねしたいと思うんですけども、あれだけの1万5,000本というフクギの樹木の剪定、頭頂部、一番上の成長部ですよ。従来ならば造園業者がこの芯のほう、頂点部を取り木して活用していくと。これは大変な資源になるわけです。そのまま切ってバイオのほうに活用するというけれども、この活用について、あれだけ歴史の深い備瀬のフクギ並木の頭頂部を切るということは1万5,000本ですよ。これがこういう形で財産を切って捨てるということは本当にもったいないなど。1万5,000本を切って、フクギの場合もご承知のとおり、取り木はその頭頂部だけなんです。枝は取り木できないんですよ。成長点の頭頂部を切って取り木していくんです。実生、大体造園業者はその頭頂部を取り木して移植していくんです。あれだけの本数、こういう検討もあったのかどうか、それについてどうですか。それは単年で終わる事業だけれども、取り木するにしても1年ちょっとかかるけれども、このあたりも議題に上がらなかったのかどうか。あれだけの財産を切って捨てるということは、私はいかななものかと。もったいなくてたまらない。そのことについて話があったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番 大城正和議員にご説明いたします。

取り木というのは、建設課としては頭にもありませんでした。今回、いい話を聞きましたので、町内にも造園業者がいるので取り木ができるか、その辺を検討しながら、もしそういうことができるということであれば、再度検討したいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 建設課長、そのことについては造園業者の皆さんからそういう希望の申し

出がなかったのか。なかった。これは大変もったいない話で、この事業を実施するのは、もちろん年度があるでしょうし、工期もあるでしょうし、取り木となるとそれだけの時間も必要とする。この辺をただ切って持って行って植えられるものではないし、その辺をいかに活用するかは、いま一度その方法があるかどうか検討してみたほうがいいのではないかと思うけれども、副町長、どうでしょうか。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 12番 大城正和議員にご説明いたします。

おっしゃいますように、フクギの需要があるというような前提でしょうけれども、ご存じのようにブーム性の一つありまして、以前はかなり需要がありまして、取り木によって沿道への街路樹として使われてきたというような現実があります。ところが現在、そういう需要がどれだけあるかということなんですが、現実にはそうたくさん需要があるものではないという現実があります。その需要ですとか、掘り起こしをしながら、そして有効に活用するということについては、議員がおっしゃいますように、これからの大きな課題にもなるだろうかと思っておりますけれども、今回、この事業を実施するに当たって、特に地域からの要望が区長を中心としてかなり強いと。それはどういうことかといいますと、昨年の台風でたしか三十数本もの木が屋敷内に倒れたというようなこと、そして現に、家が押しつぶされるのではないだろうかというような危険性がある場所についてはロープでくくっているんですね。ロープでくくっている現状がありまして、一つは危険性の除去ですね。住んでいる人の安心感ということ。先般も現地に足を踏み入れて、私も直接住民の方からも聞いてきたんですけれども、台風のときなどは相当不安を感じているというような実態があります。また、先ほどもありますように、年間で約10万人の観光客が入っているというようなことを聞いております。日にして250人から300人、毎日観光客が入っているという現実もありますので、そういうことを考えたときに、これは早急に枝打ちをしないと景観が保てないというようなこと、そしてお金がかかる仕事でありますし、それは一つの予算執行上の流れもありますけれども、この機会に観光資源をきちんと整えていこうというような考え方のもとで事業をやっておりますので、そういうことをご理解願えればと思っております。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 整備をして保護、育成するということは大いに結構で、私が思うに、先ほどからフクギを剪定していくときのその成長点の活用についてのことを私は話しているんです。副町長のお話で需要が少ないということは、私はいかがなものかと。これは五、六年前までは個人の住宅の、例えば瀬底だとか、そういうどこにもあるわけではない、特殊なところにしかない屋敷の防風林として、防火林としてしか植えられていないわけです。そして、そのころは造園業者が瀬底の屋敷にもお願いして取ってもらいました。これを量的に確保するというところは、おっしゃるとおり非常に難しいと思うんです。需要がなくてやらないのではなくて、採取するそのものが限られているものだから、なかなか量を取れないわけですね。そういう意味で、街路樹と

かを増殖していくときに問題があるかと私は思うわけ。これは需要としてはあるけれども、なかなか植えにくいと。限定した特殊なところにしかないものだから、そういういきさつがあるので、建設課長、もう一度その辺を調べてみて、何か活用する方法があるならやっていただきたい。自分のことを言って、自分の屋敷もぜひそうさせてくれということで全部切らせたんです、40本。造園業者はこうして持っていくんですよね。そういう経緯も四、五年前まではあったので、再利用について、活用について方法があるのかどうか、今後の検討の課題としていただきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 少しだけご説明いたします。

先ほども言ったように、一括交付金を活用した備瀬観光集落事業ということでやられております。その中で、備瀬集落の基本構想という計画策定業務を今発注しております。その中でも木の伐採の仕方や伐採した後の利活用、その辺も今委託している中で検討していきたいと思います。

それと、地域住民が暮らしやすい環境づくり、またほかから観光客が見ても景観がいいという形の伐採に取り組んでいきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑はありませんか。2番 座間味栄純議員。

○ 2番 座間味栄純 フクギの剪定方法について質疑してみたいと思います。

高さが一律7メートルを基準にしていくのか。特に古い木とか、高さが15メートル以上のものが中にはあるかと思えます。そういう木を7メートルを基準にして切ってしまうと、どうしても切り口が大きくて、その辺が焼けて枯れ込んでいくという心配もあるのではないかと思っています。その辺、やはり木に合ったそれぞれの剪定方法もあっていいのかなと思っていますので、一律7メートルに絞るとするのは多少無理も中には出てくるのかなと考えています。その辺の方法についてよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 2番 座間味栄純議員にご説明いたします。

あくまでも7メートルというのは仮定でありまして、地域住民、区長とその辺は調整しながら、7メートルといわず、もしかしたら8メートルになるかもしれないし、また低くなるかもしれない、その辺は地域住民、区長を通して調整していきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 2番 座間味栄純議員。

○ 2番 座間味栄純 ぜひ、切り口のケアのほうを、癒合剤、いろんな薬剤がありますので、たまに街路樹が台風とかの影響で、電線にかかるから伐採して切り口はそのままという状況もかなりあちこちで見ることがありますので、その辺の切り口のケア、特に備瀬のフクギ、古い木などはその辺をしっかりとやらないと、せっかく樹齢のいった古い木などは切り口をしっかりとケアすると、その辺を再度確認して工事を進めていただきたいと思っています。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑はありませんか。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 確認させてください。



契約金額7,100万円、剪定予定については頭頂部、これは確定していると思うんですが、横枝の剪定については協議中ということになっているんですが、これは契約金額の中にその分も入っているということによろしいですか。それを確認しておきたいと思います。

それと、備瀬のフクギというのはだれのものですか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 10番 仲間厚洋議員にご説明いたします。

横の伐採の分もとりあえず協議中ということではあるんですが、積算の中に入れてあります。

それと、フクギ自体はどこのものかということなんですが、個人のフクギではあるんですけども、備瀬地区自体が景観地区ということでやってあるので、それを踏まえながらこの事業をやっていきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 契約金額についてはわかりました。

これは個人のものだということなんですが、すべての個人の皆さんが賛成をしたのか。あるいは反対ももしかしてあったのかと思ったりもするんですけども。これは個人の財産ですから、危険性の除去ということもありますけれども、何らかの補償があるのか、その点をお尋ねいたします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 10番 仲間厚洋議員にご説明いたします。

同意の件なんですが、とりあえず区長のほうを通して地元の方を説得してくれということで、郷友会の方もそれを納得させてくれという、そうでなければこの事業が進みませんということで区長のほうにお願いしてあります。

補償についてはございません。観光資源という形であるので、補償の件についてはありません。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 これから賛同を求めていくということなんですが、中にはどうしても嫌だという方も出てくる可能性がないわけではない。その場合にいかなされるおつもりですか。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 10番 仲間厚洋議員にご説明いたしますけれども、既にこの件については、先ほども言いましたように非常に危険であるというようなこと、そしてあと一つは景観上の問題があるというようなこと、これだけ観光客が来ますので、特に中心道路がありますけれども、そこについては小型のバスぐらいも入らないような形で生い茂っていると。そして、中の小さい道に入っていくと、車も入れない。とてもではないけれども個人のレベルではいかんともしがたいというような現実。そしてあと一つは、やはり観光集落としての位置づけ、ある意味では町民全体の財産ではあるし、県民の財産でもあるというような思いもあります。沖縄の景観百選の中にも選定されたというようなこともありますし、そういう総合的な観点の中から、それは性質としてはあくまで観光資源の維持確保というようなことが大前提にあつて事業が導入されていると

というようなことをご理解願えればと思っております。なお、役場のほうからも直接地域住民に説明会を持ちまして、住民の合意形成は十分に得られているというようなことであります。同時に、もし仮に、私の屋敷はまだ木がそんなに高くないので、この程度から切ってくれというようなこと等、細かい要望等もあるかもしれません。そういう要望については当然のことですけれども、区長を中心として地域住民の意見なども取り入れながら作業に取りかかっていると。そういうことで事を運んでいきたいと。事業を推進していきたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑はありませんか。7番 知念重吉議員。

○ 7番 知念重吉 備瀬のフクギの問題ですから、少しだけ要望を申し上げたいと思います。

ご存じのように去年の台風で、2万本のフクギがあるんですが、老木で本当に危ない木もたくさんあるんです。要するに、地元の区民が管理するにも大変なことがありまして、実際、空き屋敷、中南部に出ている方々がたくさんいるんです。その中で中南部にいる方々も屋敷を守るために業者に頼んで伐採させるために、去年あたり、個人的にも何十万円か支払ってやった方もたくさんおります。そういう観点から考えますと、将来、備瀬のフクギを大事にしなければいけない状態ですけれども、とにかく自然を守り、観光地でもありますし、観光地にふさわしい伐採をしていただければ私は最良だと思っておりますので、先ほどから町長、副町長、それから建設課長がおっしゃるとおり、我々も地元として中南部等の方々とも一生懸命に入って調整もしますので、ひとつこの点はいろいろな面で有効に進めていただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑はございませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 先ほどからフクギ伐採の件が主でございますが、契約自体がそうだけれども、この契約の中で観光案内版の設置とかも含まれているのかどうか。説明の中ではそのようなことがありましたけれども、そうなりますと、どうしても商工観光課と地域に見えられる観光客の皆さん方が、案内板の設置場所というのは大体ここに欲しいなというのがあるはずなんです。この観光案内板も、今まで聞いている話の中では既存のものがあるんですけれども、非常に見えにくい、わかりづらいという面もございます。そういう面も含めまして地域の皆さん方、特に観光産業に携わっている皆さん方と話し合いを持ちながら、場所の選定を間違わないように商工観光とも調整をしながらしっかりとやってもらいたいという部分があるんですけれども、その点についてまず第一点。

それから集落内の道路なんですが、観光客の皆さん方が中の遊歩道といったらおかしいんですけれども、生活道路ではあるんですけれども、フクギの根っこが張ってしまっていて、表に出てしまっている。こういうところの整備というものは、この事業の中に組み込まれていないのかどうか。歩きやすい道路というんですか、散策できる道路というのが必要だろうと思うんですが、その点について、この事業の中に入ってくるのかどうかという点。

それと、先ほどから問題になっているのが、フクギを伐採するに当たって、説明の中で高さがちぐはぐになっても構わないという考え方を持っているんですけれども、これはどういうことな

んでしょうか。7メートルという基準というものを皆さん方はうたっているんですよね。それを基準にして7メートルでやりたいと。場合によっては10メートルのところも出てくる、本当にこれで景観はいいんですか。説明の中で、この状況は幾らでもありますよというような説明をしているんです。事業をする中でこれは本当に大変なことです。工事業者も大変です。工事業者の皆さん方にどのような説明をしてきたんですか。7メートルで一律だということをやっているはずですが、その中で10メートルのところがあれば、またその部分だけということになると、仕事自体も大変やりにくい、そこら辺はぜひともはっきりしてもらいたい。一方で一部の部分だけ10メートルぐらいの木が残っているという景観と、だーっと一律でやっているという景観というのは全然違って来るはずなんです。議員の質疑だからということで、その場しのぎのような答弁だけは避けてほしい。どれが本音なのか。そして、地域の皆さん方への説得もそのようにやっているはずなんですよ、7メートルで一律でやりたいと。そうすると自分のところは触るなといったときに触れないですよ、どんなに説得しようが。そういうところを踏まえて、事業というものはしっかりとやってもらいたいし、この2点ですね。商工観光課、観光の面から見たときの問題、その点について説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 13番 石川博己議員にご説明いたします。

案内板については、商工観光課と十分調整して取り付けしていきたいと思います。観光案内板も来年、工事予定ではあります。

それと中の道路の関係なんですけど、現在、この事業と一緒に基本構想を予定しております、その中でも道路をどうしようとかということで検討している状況であります。

あと、先ほどの剪定の7メートルというのがあるんですけども、それも前後がばたっと5メートルと7メートルという状況ではなくて、景観も踏まえながら1メートル、2メートル、景観に配慮したような形で地域住民とも話をしながらやっていきたいと思います。

議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 観光案内板というものの、それから道路の整備に関しては、コンサルタント、この事業に入っているか、入っていないかで構わないんです。別口の事業で進めるのであればそれでそれは構わないんですけども、今後こういう観光地という位置づけをされているところで事業を進めていく中では、どうしてもお互いは観光のまちを標榜しているまちですので、観光関連業者としっかりと話を詰めながら、ぜひとも事業は進めていただきたい。

それと高さについては、ぼつんと一本だけ残すとかということではなくて、ある程度の整合性をとりながら進めていくということですけども、その点についてはしっかりと方針を出して進めていただきたい。

そして一番懸念されるのは、先ほど10番議員のほうからも指摘がありました。あくまでもこれは個人の所有なんです。その説得については、もしそこでトラブル等が生じたときに、トラブルといったらおかしいんですけども、自分のところは残してほしいとかあったときに、どうし

でも地域の皆さん方のご協力をいただかなければこの事業というのは進められないと思いますので、まめに備瀬区、そして地域の皆さん方、これは備瀬区ということで全体を集めてやる作業は非常に難しいと思うんです。だから地域地域で、要するに部落を切っても構いませんから、細かい説明会をしていただきたい。行政、そして備瀬区の区長を初めとして、そうしないと、みんな集まりなさいといったって、みんな集まってこういう議論というのはなかなか難しいと思いますので、ひざを交えながら、将来こうなりますよ、今こういう事業を進めていますからということとしっかりと説明をして、ご理解をいただいて、この事業がスムーズに進むようにぜひとも頑張ってくださいと思いますけれども、その点について説明を願います。

それと観光案内板は、この地域にマッチした案内板をつくってほしい。商工観光課長、その点、調整をしながらしっかりとやっていただきたい。これは今回の事業に入っているんですよね。確認をしたいと思いますが、この事業に入っているのであれば、早急に調整をしながら進めていただきたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 13番 石川博己議員にご説明いたします。

建設課と十分調整した上で、見やすい観光案内板、わかりやすい観光案内板ということで設置していきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 13番 石川博己議員にご説明いたします。

今回の事業は案内板も含んだ事業であります。

道路については計画の中に入れてあるんですけれども、今排水をどこに流そうか、どうしようかということで、排水を設けるかということで、その委託の中で検討中でありまして、地域住民に排水の話も聞きながら、どこに水がたまるのか。ちょうど備瀬集落というのが盆地みたいな形になっていまして、周辺はみんな砂なんです。その辺との兼ね合いもあるので、排水のほうを今検討中でありまして、それを検討して、事業化に向けてやっていきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第63号 工事請負契約の締結について(備瀬観光集落整備工事)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 工事請負契約の締結について(備瀬観光集落整備工事)については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。 休 憩 (午前10時49分)

再開いたします。 再 開 (午前11時01分)

日程第5. 決議第5号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 決議第5号、平成25年10月28日。本部町議会議員 島袋吉徳殿。提出者 本部町議会議員 西平 一。賛成者 本部町議会議員 宮城達彦。賛成者 本部町議会議員 仲間厚洋。北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ページをあけていただきまして、読み上げて説明にかえたいと思います。

北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議(案)

医療は、教育等とともに住民が安心して暮らしていくための不可欠にして最重要な基本的社会資本である。政治・行政に携わる者にとっては、絶えずその整備強化を図っていく責務がある。

近年、全国的に病院経営が厳しくなっており、特に医師や看護師等の専門職の偏在などから、都市部から離れた圏域に存在する中小病院においては専門職の確保ができず、基幹病院としての機能を十分に発揮できないでいる。北部医療圏域においても全国と同様な困難に直面し、県立病院において産科医、小児科医、内科医、外科医等の専門医の確保ができず、機能縮小せざるを得ない状況に陥っており、そのことが残った医師の疲弊感をさらに増幅させるといった悪循環をもたらしている。

また、診療機能が十分に確保できないため、地域の患者の20%以上が中南部の病院に受診せざるを得ない状況を作り出しており、患者のみならず家族にとっても身体的・経済的に大きな負担となっている。さらに、北部医療圏は、沖縄本島の約半分を占めるとともに3離島村を含めて構成されており、その広い地域に住民が散在して生活を営んでいるため、都市地区との医療格差が生じている。

このような状況は、北部住民にとって決して看過できるものではなく、地域住民の安全と安心な暮らしを守るためにも、沖縄県が主導して地域と議論しながら新たな抜本的な解決策を早急に模索していく必要がある。

今般、改定された沖縄県保健医療計画(第6次)において、北部医療圏の課題解決に向けて、県立北部病院及び北部地区医師会病院の病床を活用した新たな基幹的病院構想等を含めた広範な議論を行うことが求められている。

本部町議会は、この長く続いている北部医療の機能縮小の流れを止めるため、下記の機能を有した新たな基幹病院(マグネット病院)の設立を強く要請する。

記

1. 500床規模の機能集約病院であること。
2. 多様な病気に対応できる地域完結型の機能を持つこと。
3. 専門医から研修医・学生まで育てていく教育機能を持つこと。
4. 安心して産み育てることができる十分な産婦人科・小児科の機能を持つこと。
5. ドクターヘリの機能を有する救急救命病院であること。
6. 離島・僻地診療所への医師派遣等のバックアップ機能を持つこと。
7. 災害発生時の対応ができる病院であること。

以上、決議する。平成25年10月28日、沖縄県本部町議会。

宛て先 沖縄県知事 仲井眞弘多殿。

以上で説明にかえたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（午前11時06分）

再開いたします。

再 開（午前11時16分）

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから決議第5号 北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する要請決議についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、決議第5号 北部地域（やんばる）における基幹病院の創設に関する要請決議については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第8回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第8回本部町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会（午前11時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 仲 間 厚 洋

本部町議会議員 大 城 正 和